7　この規約で「乳飲料」とは、乳等命令第２条第42項に規定する乳飲料であって、重量百分率で乳固形分3.0％以上の成分を含有するものをいう。	7　この規約で「乳飲料」とは、乳等省令第２条第41項に規定する乳飲料であって、重量百分率で乳固形分3.0％以上の成分を含有するものをいう。
8　この規約で「常温保存可能品」とは、乳等命令別表二(二)(1)２に規定する常温保存可能品であって、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものをいう。	8　この規約で「常温保存可能品」とは、乳等省令別表二(二)(1)３ａに規定する常温保存可能品であって、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生上摂氏10度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。
9・10　（略）	9・10　（略）

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○中央選挙管理会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年九月十八日　中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
日本維新の会	富山県富山市上赤江町二丁目九番六号	上野　ほたる（上野　蛍）

○中央選挙管理会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年九月十八日　中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

衆議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
立憲民主党	山形県山形市錦町二丁目三番一号	原田　和広

○文部科学省告示第七十四号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十一条の九第一項の規定に基づき、次の国立大学法人につき運営方針会議を置くことについての承認をしたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日　文部科学大臣　阿部　俊子

名称	承認年月日
国立大学法人筑波大学	令和七年八月二十一日

○農林水産省告示第千四百十五号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十五条第四項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和四年農林水産省告示第千四百十二号）の一部を次のように改正し、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年九月十八日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六　その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項 １　（略） ２　融資の特例に係る措置 法第26条に規定する認定農林漁業者及び法第40条第１項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。 （認定農林漁業者への措置） ・農業改良資金の償還期限の延長（法第23条） ・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第24条第１項及び第２項） ・沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第25条第１項及び第２項） ・畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第26条） ・食品等持続的供給促進資金の貸付適用（法第27条） （認定基盤確立事業者への措置） ・食品等持続的供給促進資金の貸付適用（法第41条） ・新事業活動促進資金の貸付適用 その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等との連携に当たり、株式会社日本政策金融公庫	第六　その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項 １　（略） ２　融資の特例に係る措置 法第26条に規定する認定農林漁業者及び法第40条第１項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。 （認定農林漁業者への措置） ・農業改良資金の償還期限の延長（法第23条） ・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第24条第１項及び第２項） ・沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第25条第１項及び第２項） ・畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第26条） ・食品流通改善資金の貸付適用（法第27条） （認定基盤確立事業者への措置） ・食品流通改善資金の貸付適用（法第41条） ・新事業活動促進資金の貸付適用 その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等との連携に当たり、株式会社日本政策金融公庫